

横浜市建築基準条例第4条の3第5項第1号の規定に基づく許可基準
3 敷地外駐車施設の設置(1)及び(3)について

(1)について

敷地外駐車施設を設ける場合には、駐車施設等の権利関係を証するための書類が必要です。

- ・自己所有地の場合：登記事項証明書等
- ・賃貸契約の場合：契約書の写し、又は下記参考例の書面等

【参考例】

年 月 日

横浜市長あて

(申請者)

住所

氏名

電話

横浜市建築基準条例第4条の3第5項第1号の適用にあたり、申請対象建築物の駐車台数を敷地外に確保することについて、次のとおり駐車施設の所有者から承諾を得ています。

計 画 名 称		
建 物 位 置	横浜市 区	
附 置 義 務 台 数	台 (うち敷地外に確保する台数 台)	
敷 地 外 駐 車 施 設 名 称 等		
施 設 位 置	横浜市 区	
駐 車 施 設 台 数	設置されている台数	使用を承諾された台数
	台	台

上記計画において所有する駐車施設を敷地外駐車施設として使用することを承諾します。

駐車施設所有者 住所
氏名
電話

印

(A4)

